

議案第7号

朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例制定について
朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和4年3月2日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

朝来市三波地区コミュニティ・プラントを朝来市竹田地区コミュニティ・プラントに統合するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市コミュニティ・プラント条例の一部を改正する条例

朝来市コミュニティ・プラント条例（平成 17 年朝来市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 朝来市三波地区コミュニティ・プラントの項を削り、同表朝来市竹田地区コミュニティ・プラントの項中

「

竹田下町、米屋町、観音町、中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、殿、久留引の一部、久世田の一部

「

竹田下町、米屋町、観音町、中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、殿、三波、久留引の一部、久世田の一部

」を

」

に改める。

別表第 2 中「三波処理区」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第7号資料

朝来市コミュニティ・プラント条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第1（第2条関係） 施設の名称、位置及び処理区域			別表第1（第2条関係） 施設の名称、位置及び処理区域		
施設の名称	主たる施設の位置	処理区域	施設の名称	主たる施設の位置	処理区域
(略)			(略)		
朝来市寺谷地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町寺谷808番地2	寺谷	朝来市寺谷地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町寺谷808番地2	寺谷
朝来市三波地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町三波534番地5	三波	朝来市竹田地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町安井795番地1	竹田下町、米屋町、観音町、中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、殿、三波、久留引の一部、久世田の一部
朝来市竹田地区コミュニティ・プラント	朝来市和田山町安井795番地1	竹田下町、米屋町、観音町、中町、竹田上町、竹田新町、殿町、旭町、東町、栄町、安井、殿、久留引の一部、久世田の一部			

別表第2（第16条関係）
使用料の額

区 分	汚 水		
上生野処理区 黒川本村処理区 秋葉台処理区 林垣・寺内処理区 土田処理区 竹田処理区 市御堂処理区 寺谷処理区 <u>三波処理区</u> 枚田処理区 大蔵処理区 筒江処理区 羽渚・山口処理区	(略)		

別表第2（第16条関係）
使用料の額

区 分	汚 水		
上生野処理区 黒川本村処理区 秋葉台処理区 林垣・寺内処理区 土田処理区 竹田処理区 市御堂処理区 寺谷処理区 枚田処理区 大蔵処理区 筒江処理区 羽渚・山口処理区	(略)		